

山形県立中央病院
循環器動画ファイリングシステム
調達業務仕様書

令和8年9月
山形県立中央病院

内容

第1	基本	5
1	調達業務の名称	5
2	納入期日	5
3	想定スケジュール	5
4	納入場所	5
5	調達業務の目的	5
6	用語の定義	5
7	本業務の範囲	6
8	調達後の留意事項	6
9	その他	6
第2	業務体制	8
1	プロジェクトマネジメント	8
2	従事者	8
3	統括責任者	8
4	守秘義務	9
5	監督職員	9
6	発注者への支援	9
7	作業・開発環境	10
8	資料その他の貸与	10
第3	システム調達業務	11
1	更新要件	11
(1)	基本事項	11
(2)	範囲	11
(3)	構築完了日	11
(4)	接続するシステム・機器との連携	12
(5)	部門仮想基盤に構築できないもの	12
2	調達要件	12
(1)	基本事項	12
(2)	ハードウェア	12
(3)	ソフトウェア	13
3	性能・信頼性要件	13
(1)	前提条件	13
(2)	拡張性	13
(3)	障害対策	14
(4)	データバックアップ	14
(5)	時刻設定	14
(6)	標準化	14

4	セキュリティ要件	14
(1)	基本事項	14
(2)	管理者権限管理	15
(3)	パスワード管理	15
(4)	ログ管理	15
(5)	ウイルス対策	15
(6)	ランサムウェア対策	15
5	テスト要件	15
(1)	テスト計画	15
(2)	システムテスト	15
(3)	運用テスト	16
(4)	稼働後における実運用環境でのテストデータの活用等	16
6	移行要件	16
(1)	データ移行	16
(2)	システムの移行	16
(3)	利用者教育	16
7	稼働直後の人員体制	17
	別表 役割分担	18
第4	納入品及び成果品	19
1	保証等	19
2	作成図書	19
(1)	システム完成図書類	19
3	成果品に関する権利の所属	20
(1)	著作権及び所有権の移転並びに使用許諾	20
(2)	受注者における著作権の非行使	20
(3)	著作権などの侵害	20

第1 基本

1 調達業務の名称

循環器動画ファイリングシステム調達業務

2 納入期日

令和8年10月30日

3 想定スケジュール

項目	時期又は期間		
	中央病院	—	—
システム構築完了	令和8年8月頃	—	—
テスト期間	令和8年8～9月	—	—
システム稼働日	令和8年11月1日	—	—

4 納入場所

山形県立中央病院 山形市大字青柳 1800 番地

5 調達業務の目的

県立中央病院（以下、病院という。）の総合医療情報システムは、令和7年度から令和8年度にかけて耐用年限が到来するため、費用削減を最優先に更新し、同時に最新のデジタル技術の活用、政府が主導する医療DXへの対応、セキュリティ対策の強化を図る。

循環器動画ファイリングシステム（以下、本システムという。）についても、病院の状況に応じて更新等を行う。

6 用語の定義

特に指定する場合を除き、本仕様書において使用する用語の定義について、以下のとおり定める。なお、入札公告、入札説明書及び契約書案に定める用語については、以下を除き本仕様書においても準用する。また各種法令、ガイドライン及び通知に関しては、随時最新版の内容を適用する。

(1) 病院 …山形県立中央病院

(2) 発注者…山形県病院事業管理者及び山形県病院事業管理者の指示により、本業務に携わる担当職員

(3) 受注者…本業務を受注する事業者

(4) 総合医療情報システム…基幹システム、部門システム、その他関連機器等及びネットワークを含む病院情報システム全体

(5) 基幹システム…総合医療情報システムの中核となる電子カルテシステム、医事会計システム及び看護支援システム

(6) 部門システム…基幹システムの機能を補う個別機能を有するシステム

(7) 部門仮想基盤…複数の部門システムを稼働させるための仮想化基盤

(8) 従事者…受注者側の本業務に従事する者

- (9) 統括責任者…従事者及び業務全体を統括する受注者側の責任者
- (10) ガイドライン…「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（経済産業省）」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」
- (11) 厚労省標準規格…保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）

7 本業務の範囲

	中央病院
(1) 本システム調達業務（既存データの移行作業を含む）	○
(2) 本システム・基幹システム・医療機器等接続整備業務	○
(3) 成果品作成・納入業務	○
(4) 本業務において調達の対象となるシステムの既存品のデータ消去及び撤去業務	○
(5) その他「調達業務の目的」を達成するうえで必要な業務で、別途協議の上、合意した業務	○

8 調達後の留意事項

- (1) 関連法規を遵守し、本業務における発注者の負担を最大限軽減し、本システムが発注者にとって最適なものとなるよう業務を遂行すること。海外の法律が適用される場合は、事前に説明し了解を得た上で関連法規を遵守すること。また受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、発注者が今後別途調達する事業について、当該事業の受注者が行う業務において必要となる情報を提供するなど、最大限協力するとともに、発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 打合せなどにおいて生じた課題の一覧を作成しこれを管理すること。なお、課題については、受注者が調査・検討し回答するものと、発注者が検討し回答するものとに分け、それぞれ回答期限を明記すること。
- (4) 契約に基づき、発注者に対する調査を実施する必要がある場合には、発注者に事前に協議し、調査票案などの調査に必要な資料を作成すること。
- (5) 成果品が本仕様書に適合しないことを発注者が知ったときから、1年以内にその旨を受注者に通知した上で、受注者の責任と負担において迅速に修理、修復又は交換を行うものとする。
- (6) 受注者は、業務履行完了後であっても、本業務に関する発注者からの問合せなどに応じること。
- (7) 受注者は、業務の遂行上必要と認められるもので、本仕様書及びその他の要件について、その解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、発注者と協議の上これを決定するものとする。また、作業内容などについて疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議の上対応すること。

9 その他

- (1) 成果物をはじめとした全ての提出物、及び会話・文書・メールなど全てのコミュニケーションに

は日本語を用いること。ただし、提出物について日本語による提供ができない場合は、発注者の承認を得ること。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承認を得ること。

ア 契約額内訳表（入札時に提出した「経費内訳書」を細分化した内容とし、様式は別途指示する。）

イ 業務スケジュール表

ウ 納入予定機器一覧（様式は別途指示する）

エ 予定成果品一覧表（納入予定日を含む）

オ その他発注者が求める書類

(3) 速やかにプロジェクトを開始するため、契約締結後から2週間以内に2回以上の打合せを実施すること。日程については、別途発注者から指示する。

(4) システム更新・切替に伴う環境変更については、発注者の示す計画等に基づき各病院の業務に支障がないよう発注者と協力し対応すること。

(5) 本業務に関係する事項で仕様書に記載の無い事項については、発注者と受注者で協議すること。

第2 業務体制

1 プロジェクトマネジメント

- (1) 業務プロセス及び進捗状況などを監理・監督するため、受注者が定期的に会議を開催し、別途指示する期限までに当該会議内容を書面で発注者へ報告し、その了承を得ること。
- (2) プロジェクト管理は、PMBOK (Project Management Body of Knowledge) に記述された概念、用語に準拠して行うこと。
- (3) プロジェクト管理に必要な情報共有環境を整備するとともに、ドキュメント管理マニュアルを策定し、発注者の承認を受けた上で作業を行うこと。
- (4) 安全で確実な導入計画を提示し、本システムが安定稼働に至るまでの期間、責任あるマネジメントを行うこと。
- (5) 具体的な作業スケジュールを提示し、発注者の作業は、発注者以外にこれを行うことが不可能な内容に限定するとともに、着手時にその具体的な内容及び作業量を提示し、発注者の承認を受けること。
- (6) 受注者に起因する問題や課題及び進捗遅延については、人員及び体制の見直しも含めて、その都度最善の方策を講じること。
- (7) 議事録などを含めたあらゆる提出資料について、その名称（電子媒体の場合はファイル名）を統一するなど、作業を円滑に進める努力と工夫を継続すること。

2 従事者

- (1) 受注者はその責任により、各病院内における安全管理、秩序維持などに関する諸規則の遵守及び各病院の管理担当者の指示に従うことを、従事者に対し周知徹底すること。
- (2) 従事者は、通訳などを介さずに日本語による意思疎通が可能であり、発注者の意思を正確に把握可能であること。
- (3) 受注者は、従事者に係る所属事業所名、役職、氏名、職務経験及び資格並びに本業務における担当業務など、発注者が求める事項を記載した「従事者表」を提出すること。
- (4) 従事者は各病院への出入りに際し、身分証を提示、又は名札を着用すること。また、院内においては常に顔写真付の社員証又は発注者が認める顔写真付の従事者証を着用すること。
- (5) 受注者は、本システムが安定稼働するまでの全行程において、原則として従事者の交代が無いよう配慮すること。やむを得ない理由により交代が必要な場合は、事前に発注者の了解を得た上で従事者間において十分な引継ぎを行うこと。
- (6) 発注者は、従事者のうち不相当と認められる者がいるときは、(5)前段によらず受注者に対しその交代を求めることができるとともに、受注者は発注者と協議の上必要に応じて従事者を交代させるものとする。
- (7) 従事者は、不適切なソフトウェアによる情報漏えい、破壊などを発生させないために、使用するソフトウェア、機器及び記憶媒体などを適切に管理すること。
- (8) 従事者が各病院に持ち込んだパソコンなどの情報機器を、院内ネットワークに接続する場合は各病院の許可を受けること。

3 統括責任者

- (1) 受注者は、従事者の中から統括責任者を選任すること。なお、統括責任者は、本業務と同様の役

割を担った経験を有すること。

- (2) 受注者が本業務の一部を再調達する場合において、当該再調達先の従事者は本仕様書の定めを適用する。
- (3) 発注者から受注者に対して行う指示や協議は、全て統括責任者を通じて行うこととし、受注者から発注者への場合も同様とする。
- (4) 統括責任者は、平日の午前9時から午後5時30分までの時間においては、常時発注者からの連絡を受けることができる状態であるとともに、当該連絡に基づき速やかに従事者に指示できる状態にあること。ただし、緊急時においては、上記時間外であっても可能な限り上記と同様に対応すること。

4 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり知り得た情報（下記ア及びイを除く。）を、自己の同種の情報に対するものと同等の注意・配慮をもって機密として保持し、係る情報を知る必要のある従事者（承認を得た第三者を含む。以下同じ。）以外に開示又は漏えいせず、この契約の目的以外に利用してはならないこと。

ア 契約までに公知となっている事項又はこの契約締結後公知となった事項

イ 開発又は利用につき発注者の承認を得た事項

- (2) 受注者は、従事者に対し発注者の秘密を保持することの重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止対策を講ずるとともに、これを徹底させるためあらゆる機会を通じ、絶えず教育・訓練を行うなど、秘密保持義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (3) 発注者は、受注者が本業務を履行するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査できること。
- (4) 受注者は本業務により作成された成果品について、発注者の承諾なしに第三者に閲覧などをさせてはならない。
- (5) (1)から(4)の定めについては、契約期間中のみならず契約終了後についても有効であること。

5 監督職員

- (1) 発注者は本業務に関し、自己に代わって管理又は指示する監督職員をおくことができる。この場合、発注者は監督職員の職、氏名及びその担当する職務範囲を書面により受注者に通知しなければならない。
- (2) 監督職員は、契約書及び本仕様書に定められた範囲内において、必要な監督を行い、統括責任者に対し指示を与えるなどの職務を行う。

6 発注者への支援

- (1) 本業務に係る各種会議への出席や資料の作成・印刷などについて、発注者から要請があった場合は適切に対応すること。資料の印刷部数については、その都度発注者と調整・確認すること。
- (2) 発注者及び関係する他の事業者とも連携・協力し、業務を円滑に遂行すること。
- (3) 本システム稼動後においては、これらが安定稼動するまでの期間、発注者が必要十分と認めるサポート要員を配置すること。

7 作業・開発環境

- (1) 本業務を履行するため、受注者の責任・負担による情報セキュリティを保持できる作業・開発場所の確保を要するが、原則として病院建物の一部を当該場所として使用可能であるため、これを前提として入札額を積算すること。ただし、発注者の事情により、病院建物内における当該場所の確保が不可能となった場合は、発注者と協議の上、院外に当該場所を確保するものとする。この場合、これに係る費用は変更契約により対応する。
- (2) 病院建物の使用にあたっては、山形県病院事業局固定資産管理規程（平成 15 年 3 月 25 日山形県病院事業管理規程第 12 号）に基づく行政財産の使用許可手続きを要し、光熱費実費相当額を別途徴収することもあり得る。
- (3) 本業務により納入されるハードウェアについては、原則として各病院への搬入前に各種設定作業等を実施すること。また、院内設置場所への展開前の一時的な保管場所については、発注者と事前に調整の上、対応すること。
- (4) 受注者が開発用に使用するソフトウェア・ハードウェアなどの調達、設置費用（セットアップ作業を含む）については全て受注者の負担とし、これらを成果品として納入する場合のみ、本業務の範囲として調達に含めること。

8 資料その他の貸与

- (1) 発注者は、資料など（「受注者が本業務を実施する過程で必要となる発注者の帳票、関係資料及びその他必要と認められるもの」をいう。以下本項において同じ。）を無償で受注者に貸与するものとする。なお、貸与期間、使用条件などについては、必要に応じて協議の上取り決めるものとする。
- (2) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって資料などを管理し、情報漏えいを防止するとともに、その責めに帰すべき事由によりこれらを亡失・損傷した場合には、損害賠償の責めを負うものとする。
- (3) 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与された資料などを速やかに発注者に返却するものとする。
 - ア 本業務が完了した場合
 - イ 貸与期間が満了した場合
 - ウ 利用目的が達成された場合
 - エ その他合理的な理由により発注者が返却を要求した場合

第3 システム調達業務

1 更新要件

(1) 基本事項

- ア 本システムは、原則として別途調達する部門仮想基盤及びクライアント PC に構築すること。
本システムを構成するハードウェアを本調達に含める場合は、後述する要件に従うこと。
- イ 本業務を行うにあたり、部門仮想基盤の容量や構築日程等に制限があるため、発注者と十分協議の上決定すること。
- ウ 本業務を行うにあたり不明な点がある場合は、詳細について発注者に確認の上、その指示に従うこと。
- エ 受注者と部門仮想基盤受注者との役割分担は別表役割分担のとおりとする。

(2) 範囲

- ア 要件定義書（別紙1）及びその他添付資料（その他資料は該当する場合のみ。以下、要件定義書等という。）に記載する全要件を満たすハードウェア及びソフトウェアを納入し、本システムを安定稼働させること。
- イ 本システムが有する標準機能は、要件定義書等における記載の有無にかかわらず、その全てを提供すること。
- ウ 要件定義書等におけるシステム・機能分類と実システムにおける分類とは必ずしも対応する必要はないが、システム間において、その運用を含め矛盾を生じる記載があった場合は、その解釈について発注者側に確認すること。
- エ 調達するハードウェア及びソフトウェアは、特に記載する場合を除き、入札執行時点において各製造元が市場に提供している中で最新製品かつ最新バージョンであることを必須とし、可能な限り稼働時点における最新製品かつ最新バージョンとすること。なおこれによらない場合は、入札参加資格確認申請前に本件入札に係る質問として、発注者がその可否を判断し得る内容の最新製品と納入予定製品との比較検討資料を提出し、発注者の承認を得ること。
- オ 本システム稼働後においても、要件定義書等に記載する機能要件全てについて、その使用開始/停止を随時かつ任意に選択でき、また、設定変更についても随時かつ任意に可能とし、保守契約の範囲内として発注者側の費用負担は一切発生しないこと。
- カ 本システムは、サーバー及び管理用/クライアント PC において使用する日本語入力ソフトに含まれる全ての文字・記号などに対応していること。
- キ 発注者の指示する場所に既存機器類を移動する作業、発注者の指定する既存サーバー/クライアント PC から主記憶装置及び補助記憶装置を取り外す作業並びに指定する既存機器を撤去する作業についても本業務に含むこと。
- ク 調達するハードウェア及びソフトウェアは、システムの増強・拡張を見据えて選定の上、仕様詳細については契約後に発注者の承認を得ること。
- ケ 基幹システム事業者、部門システム事業者、ネットワーク事業者と調整して本システムを構築すること。

(3) 構築完了日

- 受注者において、構築作業が完了し、後述する運用テストが可能な状態になる日（以下、構築完了日という。）を提案し、発注者の承認を得ること。

(4) 接続するシステム・機器との連携

- ア 本業務は、医療情報システム及び医療機器などを連携させ、情報を共有することを前提としており、本業務には要件定義書等に記載したシステム及び機器を接続・連携させ、現行と同等以上の機能を利用するための一切の費用（既存システム側の改造が必要な場合はその費用も含む。）が含まれること。
- イ 本システムの接続概要等は要件定義書等のとおりである。
- ウ 要件定義書等に定めるほか、本システム及び機器間の接続については、全体として整合性のとれたひとつの総合医療情報システムとして稼働し、連携するシステム間において対応する項目の同期を取り、通常業務に支障の無いことを保証すること。
- エ 発注者が既存システムと同等以上の機能を有することを確認でき、その他の諸条件を勘案したうえで特に認める場合に限り、既存システムとの接続に代えて、代替システムを導入・接続することができる。
- オ 同一機能（例：患者受付、実施入力など）を複数システムが有する場合、当該機能に関し、いずれのシステムを利用するか発注者側で選択可能なこと。

(5) 部門仮想基盤に構築できないもの

- ア 部門仮想基盤に構築することが望ましくない、又は構築できないものについては、発注者の承認を得た上で、個別に構築できる。ただし、電源容量、設置場所等に制限があるため、発注者と十分協議すること。
- イ 搬送、搬入、設置及び組み立てについては、発注者の指定する日時に実施することとし、休日や夜間の実施であっても追加費用は発生しないこと。
- ウ 全てのハードウェアについて、必要な設定などを行った上で各病院に搬入し、各病院の指定する日時、指定する場所に設置し、院内作業を最低限に抑えること。
- エ 全てのハードウェアについて、指定する様式の備品シールを作成の上貼付し、管理台帳を整備すること。
- オ 搬入、設置並びに既存機器の撤去に当たっては必要十分な養生を行い、建物、設備及び物品などを損傷することのないよう十分に配慮すること。万が一損傷をきたした場合には、受注者の責任により現状に復すること。

2 調達要件

(1) 基本事項

- ア 24 時間 365 日利用を前提とした耐久性を確保して、本システムの安全かつ安定した動作を保証すること。

(2) ハードウェア

- ア 環境に配慮した製品を積極的に活用すること。
- イ 以下の法律又は基準に適合した製品であること。これに適合しないハードウェアを納入しようとする場合は、個々に発注者の承認を得ること。
 - (ア) 国際エネルギースタープログラム（対象品目に限る。）
 - (イ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法（平成十二年法律第百号））

(ウ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法（昭和五十四年法律第四十九号））（エネルギー消費効率が、最新の基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。）

(エ) 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法（J-Moss）（特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）について含有率基準値を超えないこと。また当該化学物質の含有情報をウェブサイトなどで容易に確認できること。）

ウ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

エ 筐体又は部品にプラスチックが使用されている場合には、再生プラスチック、若しくは植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

オ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。

カ 製品の包装は、再生利用及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。

(3) ソフトウェア

ア 不適切なソフトウェアによる情報の破壊や混同を防止するため、ソフトウェア・機器・媒体について適切に管理すること。

イ ライセンス違反が発生しないように、必要ライセンス数について適切に管理すること。

ウ フリーソフト及びシェアウェア等を導入する場合は、発注者の承諾を得ることとし、導入及び運用については受注者が責任を持って対応すること。

エ 導入時のインストーラを次回更新時まで保存しておくこと。

3 性能・信頼性要件

(1) 前提条件

ア 本システムは、入札執行時点における最新のガイドライン及び厚労省標準規格並びに個人情報保護関係法令に対応していることを必須とし、可能な限り稼働時点においても対応すること。

イ 本システムは、関係法令により保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録を電子媒体に保存する場合の三原則を満たすシステムとして、動作を保証すること。

ウ 本システムに起因する医療過誤の危険性が最大限排除されていること。

エ 最新の IT 技術を積極的に導入し、病院職員の負荷軽減、コスト（電力消費量も含む）削減及びセキュリティ強化に努めること。

(2) 拡張性

ア 本システムについて、入札執行時点で国内において流通及び供給されているあらゆる医療情報システムの追加及び変更にも対応可能な拡張性を有すること。（可能な限り「入札執行時点」を「稼働時点」と読み替えて対応すること。）

イ ハードウェアの老朽化や OS・ソフトウェアのサポート終了により、これらを更新する際、当該更新（バージョンアップを含む）を理由として、システム全体（ソフトウェア及びハードウェア）を更新する必要があること。万一、更新を要する場合は、契約期間内であれば追加費用無しで対

応すること。

ウ OS/ソフトウェアについては入札執行時点で最新のものであることを必須とし、可能な限り稼働時点で最新とすること。また、契約期間中は随時最新のアップデートを適用すること。

(3) 障害対策

ア 本システムのサービス提供時間は、システム維持管理上必要な計画停止を除いて 24 時間 365 日とし、99.9%以上の稼働率を確保すること。また 1 回の障害停止における障害検知から復旧までの連続停止時間が 4 時間未満となるよう対策を講じ、書面により「障害検知から復旧まで最長の想定スケジュール」を提示し発注者の承認を得ること。

イ ハードウェア障害発生時には、障害の影響範囲を最小にし、本システムに影響を及ぼさない構成とすること。

ウ ハードウェアの故障や停電などの障害発生時においても、病院業務の遂行に支障を及ぼす影響を極小化し、復旧時の保守管理操作も容易なシステムとすること。

エ 自然災害（火災、地震など）で機器類が損傷した場合、全ての機器（後継機等の同等の性能を有する機器でも可）及び作業が再調達可能であり、被災前の状態にシステムを復旧できること。また、復旧作業を迅速に行うためのシステム領域を含む全てのデータを対象としたバックアップデータを保持すること。

オ サイバーセキュリティ対策として、ファームウェアの更新やバックアップの取得などを適切に実施すること。

カ 受注者がデータを外部記憶媒体に保存する場合は、機密事項の外部漏えいを防止するため、サーバー及び発注者が指定した管理/クライアント PC のみで当該作業を実施できるように制限すること。

(4) データバックアップ

ア 本システムのデータバックアップについては、部門仮想基盤上で行う。ただし、部門仮想基盤に構築しないシステムについては、その方法について発注者に協議し、バックアップを取得すること。併せて、データの増加率を考慮した設計を行い、バックアップ領域を枯渇させないこと。

(5) 時刻設定

基幹系システムの時刻同期（NTP : Network Time Protocol）サーバーと連携し、本システムの現在時刻情報を補正する機能を有すること。

(6) 標準化

ア ハードウェア及びソフトウェアは、随時最新の技術や製品群の採用が可能となるよう、汎用性及びオープン性を有する技術を採用すること。

イ OS、データベース、通信プロトコルなどについては可能な限り国際標準、業界標準を採用すること。

4 セキュリティ要件

(1) 基本事項

ア 基幹システム及び関係システム事業者と協力し、総合医療情報システム全体として適切なセキュリティレベルを維持すること。

(2) 管理者権限管理

ア 管理者ユーザーと保守作業を行う作業ユーザー、通常利用ユーザーを分離し、管理者権限の使用は最小限とすること。

(3) パスワード管理

ア パスワードはガイドラインに準拠した方式であること。

イ パスワードは、初期パスワードや事業者共通パスワードなどを使用しないこと。

ウ パスワードは、システム管理者でも分かることのないよう暗号化（不可逆変換によること）した状態で保存すること。

エ 入力を一定回数失敗した場合、アカウントをロックする機能を有すること。ロックされた場合は管理者による操作もしくは一定時間の経過で解除できること。失敗回数は設定により変更できること。

(4) ログ管理

ア 本システムのアクセス状況及び認証エラー等のセキュリティ事象をログとして記録し、必要に応じてこれを解析できること。

イ 情報漏えいを防ぐため、個人情報、そのログの性質上特に必要なものを除き、ログには含めないこと。

ウ 別途調達する統合ログサーバーに対し、各種ログを保存し一元管理すること。

エ ログは発注者が指定する期間保存し、不正に参照・変更・削除されないよう保護すること。

オ 各種ログファイルはテキスト形式や CSV 形式で出力でき、かつ追跡の基礎情報として利用できること。

(5) ウイルス対策

ア 部門仮想基盤で仮想マシンにインストールするウイルス対策ソフトを使用すること。部門仮想基盤に構築しないものについては、発注者に承認を得た上で、適切なウイルス対策を実施すること。

(6) ランサムウェア対策

ア 「ランサムウェアによるサイバー攻撃に関する注意喚起」（2021 年 4 月 30 日付け内閣サイバーセキュリティセンター重要インフラグループ）に準じてランサムウェア対策を行うこと。

参考 URL <https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/ransomware20210430.pdf>

5 テスト要件

(1) テスト計画

テストスケジュール及びテスト方案（テスト方法等）を記載したシステムテスト計画を事前に提出し、発注者の承認を得ること。なお、発注者でなければ出来ないことを除き、原則として発注者側の作業は発生しないこと。

(2) システムテスト

ア 運用テスト前に、実際の運用時と同じデータを使用して要求内容を満たすシステムになっているか検証すること。併せてサブシステムを結合し、システム全体として正しく処理しているかインターフェイス機能を確認すること。

イ システムテストの結果は、良否 が客観的に分かるよう、実行時の画面キャプチャや実行後の

ログをエビデンスとして報告すること。

ウ システムテストの結果、本仕様書及び要件定義書等の要求事項を満たしていない項目が発見された場合、受注者の責任と費用をもって稼働日までにこれを解決すること。

(3) 運用テスト

実運用（通常運用及び障害時の運用）に則したシステム全体を通じてのリハーサルを十分に行うこと。必要に応じ、部門システム単位のリハーサル実施を検討すること。

(4) 稼働後における実運用環境でのテストデータの活用等

ア 各種テストにおいて使用した全てのテストデータについては、本システム稼働後においても、引き続き発注者側で任意に利用可能とすること。

イ 本システム稼働後における随時のテスト実施に当たっては、他の利用者が意識することなく、診療はもとより各種統計を含む本来の病院業務に一切影響を与えないこと。

6 移行要件

(1) データ移行

ア 本システムにより更新される既存システムの保有する全てのデータについて、当該既存システムからそれぞれの後継となる本システムに移行することとし、これに要する全ての費用を本業務に含めること。なお、既存システムとのデータ構造相違により移行不可能と判断するデータがある場合は、その内容、根拠及び対応案を書面により提示し、発注者の承認を得ること。

イ データ移行処理において、論理的な矛盾等によりエラーとなったものについても、発注者側の判断を仰ぎ責任を持って対処すること。

ウ 最終確認を含め、移行に関する病院職員の作業は、病院職員以外にこれを行うことが不可能な内容に限定すること。

エ コンピュータープログラムの利用、従事者による手入力など、移行方法は問わないものであること。

オ 本システム稼働時には、最新データ（既存システムにおける最終データ）を随時かつ任意に同一画面上で参照し、必要な部分を本システムにコピー&ペーストが可能であること。

カ 上記アで受け入れたデータについても、本システムにおいて今後蓄積されるデータと同様に抽出及び再利用可能であること。またデータウェアハウス（DWH）においても利用可能であること。

(2) システムの移行

ア 安全かつ確実に既存システムから移行するため、事前にシステム移行手順/計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

イ システム切替に伴い、外来診療（救急診療などを除く。）の休診日を設定する必要がある場合は、発注者と別途協議し承認を得ること。

(3) 利用者教育

ア 本システムについては、発注者の準備する会場に十分な利用者教育環境を整え、稼働後の運用に支障を来さないよう、操作研修などの利用者教育（以下「利用者教育」という。）を行うこと。

イ 利用者教育を行う前に実施計画書を提出し、発注者と十分に協議を行うこと。

ウ 利用者教育に必要なマニュアル、教材などを必要部数準備すること。これらは全て日本語で記載し、より適切な内容となるよう随時改訂すること。

- エ 病院のシステム管理者（管理部署）に対し、システム管理に必要なハードウェア・ソフトウェア（OS 含む。）、ネットワークに関する基礎知識、操作方法、障害時の一次対応方法などの十分な教育及び訓練を行うこと。また、これらに関するマニュアルなどを整備して納入すること。
- オ 利用者教育は本システムを利用する全職員を対象とし、参加者の出席状況や習熟度などを管理し、十分な内容及び回数により実施すること。また、書面により実施記録を提出すること。

7 稼働直後の人員体制

- (1) 本システム稼働から安定的な操作・運用が行われるまでの期間（概ね1週間と推測する。）は、必要な支援をおこなうこと。
- (2) 通常時体制への移行時期などの詳細については、発注者と受注者との協議により決定する。

別表 役割分担

(1) 部門仮想基盤に関する役割分担

部門仮想基盤受注者と本システム受注者との役割分担は次のとおりとする。

作業項目		部門仮想基盤 受注者	本システム受注者
要件定義	サイジング要件の提供		○
設計	サイジング要件に基づく詳細設計	○	
構築	ハードウェア	機器の納入	○
		機器の設置	○
		機器の移設	○
	ソフトウェア	仮想環境の割り当て	○
		OS の初期導入	○
		データベースの導入 (Oracle Database 及び Microsoft SQL Server)	○
		データベースの導入 (上記以外)	○
		データベースの構築	○
		ミドルウェアの構築	○
		アプリケーションの構築	○
		システムの構築	○
		システムの構築支援	○
		ウイルス対策ソフトのライセンス購入	○
		ウイルス対策ソフトの導入	○
		ウイルス対策ソフトの監視除外設定	○
		パターンファイル取得設定	○
		バックアップ環境の構築	○
		バックアップの自動実行	○
		仮想マシンのバックアップ	○
		システムで必要なファイルのバックアップ	○
		バックアップデータの世代管理	○
		バックアップパターンの選択	○
		バックアップとリストアの実行	○
		バックアップの短時間処理の実装	○
テスト	システムのテスト・移行		○
	システムのテスト・移行支援		○
	バックアップの検証		○
本番切替	本番環境への切替		○
	本番環境への切替支援		○
保守	部門仮想基盤の保守		○
	システムの保守		○

第4 納入品及び成果品

1 保証等

- (1) 全ての納品物は、システム稼働後1年間の保証期間を設け、保証期間内における明らかに利用者の原因によると判断される以外の故障、異常については、無償で修理又は交換すること。なお、書面により保証書を提出すること。
- (2) 修理及び交換は迅速に行い、修理期間が長期に及ぶ場合は代替品の無償貸与などの措置を講ずること。
- (3) 受注者は、ハードウェア保守部品、増設機器（後継機を含む）及びソフトウェア保守サービスについて、システム稼働後7年間供給又は提供できること。なお、当該項目は保守サービスの発注を保証するものではないこと。
- (4) 上記(1)の保証期間満了後における上記(3)のハードウェア保守部品の供給に当たり、発注者の希望に応じ部品のみの供給にも対応すること。

2 作成図書

受注者は、発注者と協議の上所定の期日までに、以下の図書類を電子記録媒体により納品し、検収を受けること。ファイル形式は発注者の指定する形式とし、発注者の指定するパスワードを設定すること。

(1) システム完成図書類

- ア システム構成図、本システム概要及び詳細/機能設計書
- イ システムテスト方案及び成績書
- ウ システム（機器・装置を含む。）取扱説明書/機能操作説明書
- エ OS/ソフトウェアに係るユーザーマニュアル
- オ システム移行手順/計画書
- カ 機器等搬入・設置計画書/図面
- キ バックアップ手順書
- ク マスター等設定手順書
- ケ 運用手順書（運用フロー図・運用マニュアルなど）
- コ システム管理/障害切り分けマニュアル
- カ 障害復旧マニュアル
- キ その他必要な手順書及び説明書など
- ク 本業務受注者以外の者が運用管理支援業務を受注し、履行するに当たり必要となるドキュメント類
- ケ 本業務受注者以外の者が保守業務を受注し、履行するに当たり必要となるドキュメント類
- コ 調査分析・検討に要した資料及び打ち合わせ議事録並びにその他発注者と受注者の協議により作成することとなった成果品

3 成果品に関する権利の所属

(1) 著作権及び所有権の移転並びに使用許諾

成果品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、成果品の引き渡しが行われたときに受注者から発注者に移転すること。なお、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利及び第三者が権利を有する著作物などについては、受注者又は当該第三者に留保され、この場合受注者は、当該著作権について、発注者の利用する範囲で、発注者及びその指定する者が公開又は利用することを許諾すること。ただし、当該公開又は利用に当たり発生する費用は本件調達に係る契約金額に含まれるものとする。

(2) 受注者における著作権の非行使

受注者は、上記(1)に基づき発注者に著作権を移転し、あるいは発注者及びその指定する者に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果品については、著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に基づく権利を行使しないこと。

(3) 著作権などの侵害

受注者は、成果品が第三者の著作権その他一切の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責任においてこれを解決すること。